4	36°44′53.0237″	139°31′03.5428″
5	36°44′52.1949″	139°31′03.4599″
6	36°44′51.4972″	139°31′03.6406″
7	36°44′50.7390″	139°31′03.3396″
8	36°44′49.8497″	139°31′02.9413″
9	36°44′48.7080″	139°31′02.8387″
10	36°44′48.2835″	139°31′03.6944″
11	36°44′47.9139″	139°31′04.4184″
12	36°44′47.5122″	139°31′04.4019″
13	36°44′47.0227″	139°31′04.2854″
14	36°44′46.8765″	139°31′03.9759″
15	36°44′46.5578″	139°31′03.5552″
16	36°44′45.6641″	139°31′02.3265″
17	36°44′44.8558″	139°31′01.9041″
18	36°44′44.3045″	139°31′01.3855″
19	36°44′43.6800″	139°31′01.1543″
20	36°44′43.1000″	139°31′01.3227″
21	36°44′43.0110″	139°31′02.1418″
22	36°44′42.6738″	139°31′02.5920″

○国土交通省告示第三百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

般若沢

二　砂防法第二条の土地の表示

平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第三百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　般若沢

平成二十六年国土交通省告示第千九十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域

○防衛省告示第六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十四日（予備、同月二十三日及び同月二十五日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他

自衛艦十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦九隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十四日、同月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十五日及び同月二十八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

自衛艦九隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒